

# 児童扶養手当のしおり

## ◎これから手続きをされる方へ

### 児童扶養手当とは…

父母の離婚などにより父親又は母親と生計をともにしていない児童の親、あるいは親にかわってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

### ①手当を受けることができる方（受給資格者）

次の条件のいずれかにあてはまる児童（18歳になった年度末まで・障害児は20歳未満）を監護している母又は、監護し、かつ生計を同じくしている父や、親にかわって児童を養育している方です。

- ①父と母が離婚した児童
- ②父又は母が亡くなった児童
- ③父又は母が一定の障害の状態にある児童
- ④父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤父又は母から1年以上遺棄されている児童
- ⑥父又は母が1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑧母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

### ②手当の額

（月額）

	児童1人のとき	児童2人のとき	児童3人以上のとき
（全部支給）	42,910円	53,050円	1人につき 6,080円加算
（一部支給）	42,900円～ 10,120円	53,030～ 15,190円	1人につき 6,070～ 3,040円加算

※手当額は所得額により手当の一部または全部が制限されます。

※養育費の受け取りがある場合、その8割分を「所得」として取り扱われます。

※手当は、原則として認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年3回（4月、8月、12月）指定した金融機関の口座に支払われます。

### ③手当を受ける手続き

この手当は、請求しない限り支給されませんので、手当を受けるには、あなたの住所地の町村役場の児童福祉担当窓口にて認定請求書を提出する必要があります。その際、戸籍謄本、住民票などを添付する必要がありますが、手当を受ける方の支給要件によって添付する書類が異なりますので、町村役場の児童福祉担当窓口におたずねください（添付書類は交付の日から1か月以内のものに限ります。）。

※次のような場合は、手当の支給を受けることができません。

#### 児童が

- ①日本国内に住所を有しないとき
- ②公的年金を受けることができるとき（請求すれば受けられるのに請求しないでまだ受けていない場合も含まれます）
- ③遺族補償等を受けることができる場合、またはこれらの給付を受けることができる受給資格者に養育されている場合で、この給付の事由発生日から6年を経過していないとき
- ④父又は母に支給される公的年金の加算の対象となっているとき（障害基礎年金の子加算の対象となっている場合は、児童扶養手当と比較して額が高い方を選択できます。）
- ⑤児童福祉法上の里親に委託されているとき
- ⑥受給者のほかに父又は母と生計を同じくしているとき（父又は母が一定の障害の状態にある場合を除きます）
- ⑦父又は母の配偶者に養育されているとき
- ⑧児童福祉施設に入所しているなど、受給資格者が養育していると認められないとき

#### 父又は母、又は養育者が

- ①日本国内に住所を有しないとき
- ②老齢福祉年金以外の公的年金を受けることができるとき（請求すれば受けられるのに、請求しないでまだ受けていない場合も含まれます）

※次のような場合は、手当の支給が制限されます。

受給資格者、その配偶者又は同居の扶養義務者（受給資格者の父母、祖父母、子、兄弟など）の前年の所得がそれぞれ下表の額以上であるときは、その年度（8月から翌年の7月まで）の手当の支給が制限されます。

※なお、令和元年4月1日時点で、すでに手当の支給要件に該当するに至った日から起算して5年を経過している場合には、手当の請求をすることができません。

扶養親族 の数	本人		孤児等の養育者 配偶者・扶養義務者
	全部支給	一部支給	
	円	円	円
0	490,000	1,920,000	2,360,000
1	870,000	2,300,000	2,740,000
2	1,250,000	2,680,000	3,120,000
3	1,630,000	3,060,000	3,500,000
4人目以上 上加算額	1人につき38万円が加算されます。		

※詳しくはお住まいの町村児童福祉担当課または県総合支庁福祉課までお気軽にお問い合わせください。